

「四半期開示制度の見直しに伴う監査基準報告書等の改正及び 品質管理基準報告書の改正」（公開草案）の公表について

常務理事 小林 尚明

常務理事 結城 秀彦

日本公認会計士協会（監査・保証基準委員会）では、今般の四半期開示制度の見直しを受けて、関連する監査基準報告書等について所要の見直しを行って参りました。

このたび、一定の検討を終えたため、以下の報告書、実務指針及び実務ガイダンスの改正を公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。

また、本公開草案では、併せて保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」及び関連する実務指針について、「レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」」等への表題変更を行っております。これは、国際監査・保証基準審議会（The International Auditing and Assurance Standards Board :IAASB）の公表する国際レビュー業務基準（International Standard on Review Engagements :ISRE）2400 を踏まえたものです。

《改正対象及び主な改正内容》

(1) 四半期開示制度の見直しに伴う監査基準報告書及び実務指針の見直し

① 改正対象

- ・ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」
- ・ 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」
- ・ 監査基準報告書 900「監査人の交代」
- ・ 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」
- ・ 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」
- ・ 保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」
- ・ 監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」
- ・ 監査基準報告書 560 実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」
- ・ 監査基準報告書 700 実務指針第1号「監査報告書の文例」
- ・ 保証業務実務指針 2430「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める組織再編主体会社の財務諸表等に対するレビュー業務に関する実務指針」
- ・ 保証業務実務指針 2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」
- ・ 保証業務実務指針 3700「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」

（保証業務実務指針 2400 の表題変更に伴う修正のみ）

- ・ 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」
- ・ 保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」

- ・ 保証業務実務指針 2400 実務ガイダンス第 1 号「財務諸表のレビュー業務に係る Q & A（実務ガイダンス）」

② 主な改正内容

- ・ 四半期レビュー基準の改訂に伴う用語等の修正
- ・ 保証業務実務指針 2400 の改正（2024 年 4 月 18 日付け）に伴う参照項の修正
- ・ 保証業務実務指針 2400 及び関連する実務指針等の表題変更に伴う修正

(2) 品質管理基準の改訂に伴う品質管理基準報告書の見直し

① 改正対象

- ・ 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」
- ・ 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」

② 主な修正内容

- ・ 品質管理基準の改訂に伴う用語の修正
- ・ 保証業務実務指針 2400 の表題変更に伴う修正

なお、監査基準報告書 700 実務指針第 1 号は 2024 年 2 月 15 日付けで、IAASB から公表された、IESBA 倫理規程の改訂により会計事務所が社会的影響度の高い事業体 (PIE) に対する独立性に関する要求事項を適用している場合の開示要求に伴う狭い範囲の改訂を受けた改正の[公開草案](#)を公表しております。本公開草案は、これに加え四半期開示制度の見直しに伴い修正を行うべき事項について公開草案として公表するものです。そのため、監査基準報告書 700 実務指針第 1 号については 2024 年 2 月 15 日付けで公表している公開草案の確定と同時に確定版を公表することを予定しております。

本公開草案についてご意見がございましたら、2024 年 7 月 29 日（月）までに、氏名（法人その他の団体にあつては名称）及び職業（法人その他の団体にあつては業種）をご記入の上、下記の電子メール又は F A X（できるだけ電子メールでお寄せくださいますようお願いいたします。）宛てにお寄せください。

お寄せいただいたご意見につきましては、個別には回答をしないこと、及び氏名又は名称が付されていないご意見は無効として取り扱わないことをあらかじめご了承ください。

記

担当事務局：日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

電子メール：kansa@sec.jicpa.or.jp

F A X：03-5226-3355

以 上